

事務事業評価シート

(平成 23 年度実施事業)

事務事業名	ひとにやさしいまちづくり条例関連事業			事業コード	0785
所属コード	93000	課等名	都市整備部建築指導課	係名	指導係
課長名	武藤 功	担当者名	戸田 武彦	内線番号	7222
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	快適な居住環境の実現	コード	3
	基本事業	良好な住宅地の誘導	コード	2
予算費目名	一般会計 8 款 5 項 4 目 建築指導事務 (001-01)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	8 年度	
根拠法令等	「ひとにやさしいまちづくり条例」平成 7 年 7 月 1 4 日岩手県条例第 4 1 号 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」平成 1 8 年 1 2 月 2 0 日施行			

(2) 事務事業の概要

ひとにやさしいまちづくり条例（通称：ひとまち条例）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー新法）に基づく、主に特定建築物等（不特定かつ多数のものが利用し、または主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物にあって、移動等円滑化が特に必要なものとして規則で定めるもの）の新築等をしようとする者からの届出に対して、指導・助言を行なう。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

岩手県が「ひとにやさしいまちづくり条例」を制定したことに伴う事務委譲で、平成 8 年 4 月 1 日から実施している。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 1 8 年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称：ハートビル法）」から「バリアフリー新法」に移行された。旧法では円滑に利用できる建築物の建築の促進を目的としたが、新法は建築物のみならず移動上及び施設の利用上及び利便性を向上することで高齢者・障がい者の社会参加の機会を確保することを基本方針としている。

これに伴い、「バリアフリー新法」の内容を踏まえた現行の「ひとまち条例」を、平成 2 0 年 7 月 1 日から施行し、新たに整備基準の一部や完了検査等が追加された。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

- ・特定公共的施設の新築等をしようとする者及び特定公共的施設等
- ・バリアフリー新法による認定申請者及び特定建築物等

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 見込み
A 特定公共的施設の新築等の届出件数	件	58	52	80	43	80
B バリアフリー新法による認定申請件数	件	0	1	2	0	2
C						

(3) 23年度に実施した主な活動・手順

- ・特定公共的施設の新築等をしようとする者による届け出に対し、指導・助言を行なった。
- ・バリアフリー新法による認定申請者に対し、移動等円滑化基準に適合している場合は、認定書の交付を行なった。

(4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A ひとまち条例の届出に対する指導・助言件数	件	58	52	80	43	80
B ひとまち条例の適合証交付請求件数	件	0	0	2	0	2
C バリアフリー法による認定件数	件	0	1	2	0	2

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

- ・ユニバーサルデザイン (あらかじめ、障がいの有無, 年齢, 性別, 人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方) の理念である生活環境の整備の推進を目的として、「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、特定公共的施設の整備主に対し、公共的施設 (病院、劇場、集会場、百貨店、飲食店、官公庁舎、道路、公園その他の不特定かつ多数の者が利用する施設) 整備基準に適合させるよう指導・助言を行なう。
- ・バリアフリー新法による認定申請者に対し、移動等円滑化基準 (不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する施設等の構造及び配置に関する基準) に適合するように指導する。

(6) 成果指標 (意図の達成度を示す指標)

指標項目	性格	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A 指導・助言に対する改善件数	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	件	12	10	19	6	19

B ひとまちの適合証交付件数	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	件	1	0	2	0	2
C バリアフリー法の認定通知書交付件数	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	件	0	1	2	0	2

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	0	0	0	0
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	580	530	820	430
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	2,320	2,120	3,280	1,720
計	トータルコスト A+B	千円	2,320	2,120	3,280	1,720
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

特定建築物等の整備を推進することで、高齢者、障がい者を含む、国民だれもが安心して生活し、積極的に社会活動に参加できるまちづくりをめざしており、施策の意図である快適な住環境の実現に結びつくものである。

② 市の関与の妥当性

法定事務であることから妥当である。

③ 対象の妥当性

法定事務であることから現状で妥当である。

④ 廃止・休止の影響

法定事務であり、廃止・休止できない。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

ひとまち条例は、対象建築物等を整備しようとする者に対して理解と協力をお願いするもので、整備基準への適合はあくまで努力義務ではあるが、届出に対する指導・助言を行うことにより、整備者に対してユニバーサルデザインの啓蒙を図ることで整備基準への適合率をたかめることにおいては成果の向上余地がある。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

特定の受益者はいない

(4) 効率性評価

法定事務であり、業務時間は申請数に比例するものであることから、人件費を削減する余地はない。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

ひとまち条例及びバリアフリー新法を通じて、ユニバーサルデザインについて、より県民理解を促進する

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

ユニバーサルデザインについてはまだまだ県民理解が不足しているため、県や他の市町村と連携した県民意識の啓発の強化が必要である。また整備基準遵守を担保するための仕組みや、整備事業者の意識啓発を促進する必要もある。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

建築物の内部や「まちなか」において、歩行や移動の際に、特にも高齢者や障がい者に配慮された施設空間の整備が求められており、届出に対し、指導・助言の審査日数の短縮に努める。